

## 《逐条解説》 多治見市教育の政治的中立性の確保に関する条例

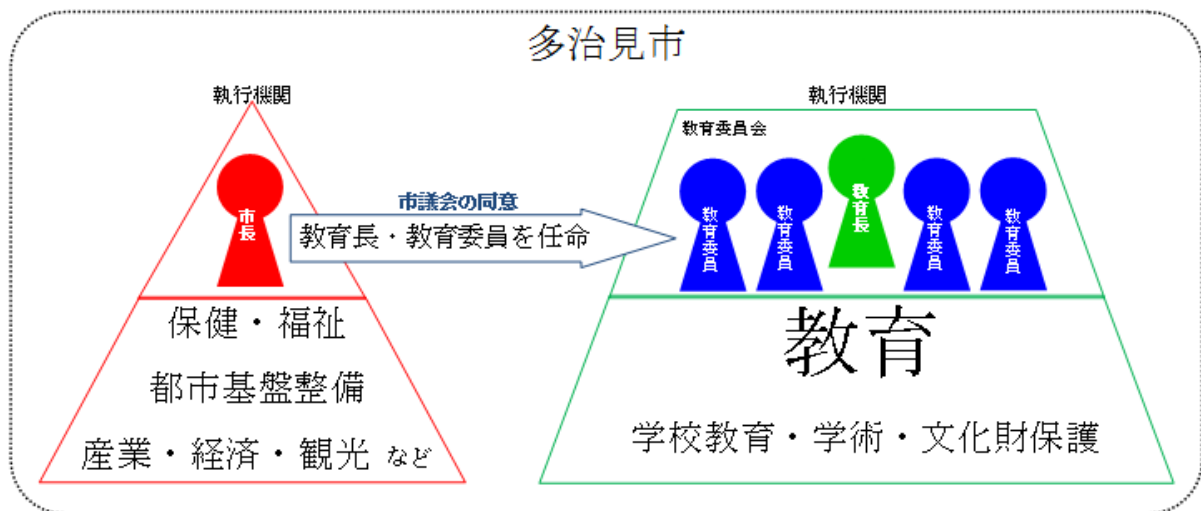
平成 27 年 4 月 1 日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)により、教育大綱の策定や総合教育会議の開催、教育委員会の代表者たる教育長の直接任命など、市長の教育委員会への関与が強化されました。その一方で、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 14 条第 2 項では、学校における政治的な中立性が求められています。

この条例は、それらを背景として、多治見市の教育の政治的中立性が損なわれるとの疑いを市民に与えることがないようにするため、平成 30 年 9 月議会で制定しました。

### 《教育委員会とは》

教育委員会とは、都道府県及び市町村に置かれる、教育行政を担う執行機関です。執行機関には、地方公共団体の長(市長)と教育委員会や選挙管理委員会等の行政委員会があります。これらの機関は、権限の範囲内において自らの判断と責任において担当する事務を管理し、執行します。

教育委員会は、担当する教育行政が子どもたちに大きな影響を与えるものであることに鑑み、その政治的中立性、継続性、安定性が確保される必要があります。このことから、教育委員会は、多様な属性を持った教育長及び 4 人の委員で組織する合議制の執行機関とされています。



## 多治見市教育の政治的中立性の確保に関する条例

### 【解説】

本条例は、多治見市が多治見市の教育(多治見市が行う教育を指します。)における政治的中立性を確保することを明確にするため制定しました。

なお、本条例で定める「教育の政治的中立性の確保」とは、個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育や子どもの健全な育成に資するための保育をはじめとする子どもに関する政策全般において、その内容は中立公正であることは極めて重要であるため、教育行政の執行に当たって個人的な価値判断や特定の政党その他の政治的団体の影響力から中立性を確保することを指します。

## 《多治見市が行う教育》

「教育」とは、前文にあるように、「子どもたちが心身ともに成長し、自らの能力や個性を最大限に高め、豊かな人格形成を行う重要な営み」です。

「教育」というと、一般的には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき主に教育委員会が管理、執行する政策が挙げられます。一方で、それ以外にも、多治見市全体に視野を広げると、子どもを対象とした政策は、放課後児童健全育成事業や保育など多岐に渡ります。これらにおいても、子どもたちの成長や人格形成に資する重要な政策であり、過度に政治的に偏ったり、個人的な価値判断に基づき実施されることは、望ましいこととは言えません。

従って、本条例における「教育」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定する教育事務に加え、保育をはじめとする子どもに関する政策全般を含めた広い概念として捉えることとします。

- ① 学校その他の教育機関に関すること
- ② 社会教育に関すること
- ③ 学術に関すること
- ④ 文化に関すること
- ⑤ その他教育に係る事務に関すること
- ⑥ 放課後児童健全育成事業に関すること
- ⑦ 保育に関すること
- ⑧ 児童館に関すること
- ⑨ その他子どもに関すること

## 《教育の政治的中立性の確保を損なう行為》

政治的中立性の確保を損なう行為は、政策を行う者、市民や市民の代表者である市議会が判断します。

### I 個人的な価値判断による中立性を損なう行為

- ① 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき市長が定める教育大綱や市長が設ける総合教育会議において、自身の思想・信条を押し付ける行為
- ② 条例の制定改廃に伴う議案提出や予算編成を行うことにより、自身の思想・信条を押し付ける行為
- ③ 市長が委員を任命又は罷免することにより、自身の思想・信条を押し付ける行為
- ④ 自身の思想・信条を実現するため、生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫する行為
- ⑤ 自身の思想・信条を実現するため、不正な賄賂を供与、申込み、約束などする行為
- ⑥ 自身の思想・信条を実現するため、高圧的な態度や長時間の電話などする行為

### II 特定の政党その他の政治的団体による中立性を損なう行為

- ① 特定の政党その他の政治的団体の政治的勢力の伸長に資することを目的に、その特定の政党その他の政治的団体を支持させる教育を行うこと。
- ② 特定の政党その他の政治的団体の政治的勢力の減退に資することを目的に、その特定の政党その他の政治的団体に反対させる教育を行うこと。

社会が多様化し、激しく変化する中で、次代を担う子どもたちが、心豊かに未来を切り拓く力を身に付けることは、多治見市民すべての願いです。

教育は、子どもたちが心身ともに成長し、自らの能力や個性を最大限に高め、豊かな人格形成を行う重要な営みです。

この教育の重要性に鑑み、近年、民意の反映による更なる教育の振興を図るため、教育委員会と市長との連携強化が求められています。

しかし、その連携強化のもと、教育の基本原則である政治的中立性が損なわれることがあってはなりません。

多治見市の教育から、市長、行政機関、政党、個人又は団体による不当な介入を排除し、政治的中立性を確保するため、この条例を制定します

#### 【解説】

前文は、条例の策定の経緯やねらい、条例の理念などについて規定しています。

子どもたちが、健やかに育ち、激しく変化する社会の中で、未来を切り開く力を身に付け、多治見市とともに発展していくことはすべての多治見市民が願っていることです。

教育は、そんな子どもたちが、それぞれの能力や個性を最大限に高め、その生涯を左右する人格形成の基礎をつくる重要な営みです。

この教育の重要性から、平成 26 年には、市長と教育委員会という二つの執行機関相互の調和と連携を進めることにより教育の一層の振興を図ることを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が行われました。

この法改正により、市長に対して教育大綱の策定、総合教育会議の主催、教育長の任命などの権限を付与する制度改正が行われ、教育における市長の影響力が増すこととなりました。

一方で、教育においてはその安定性がきわめて重要であり、政治的影響等によって、その継続性や一貫性が損なわれることがあってはなりません。そのため、教育の政治的中立性は、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律においてもこれまでと変わらず重要な基本原則として貫かれています。

この法改正による連携強化のもとに、市長その他の特定の者の恣意的な介入によって教育の政治的中立性が損なわれることを防ぎ、教育の恒久的安定を実現するため、本条例を制定するものです。

#### (目的)

第 1 条 この条例は、教育の政治的中立性が損なわれるとの疑いを市民に与えることがないようにするため、多治見市の教育から不当な政治的影響又は支配を排除し、もって教育の恒久的安定及び教育に対する市民の信頼の向上に資することを目的とします。

#### 【解説】

教育基本法第 14 条第 2 項には「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と定められており、教育の政治的中立性を求めています。しかし、他自治体での全国学力調査の成績の公表の有無などの事例に加え、先に触れた地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による教育委員会制

度の見直しなどにより、市長や政治的団体等による政治的中立性が脅かされているとの疑いを市民に与えるような事例を発生させないため、本条例を制定します。

なお、子どもの健全な育成に資するため、教育事務のみならず、保育をはじめとする子どもに関する政策全般を本条例の対象とします。

**（教育委員会及び市長の職務権限）**

**第2条** 教育委員会は、法令等（法令及び条例等をいいます。以下同じです。）の定めによる自らの職務権限を公正かつ適正に行います。

**2** 市長は、法令等の定めによる自らの職務権限を公正かつ適正に行います。

**【解説】**

教育委員会と市長の職務権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において明確な役割分担がされています。多治見市においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき制定された多治見市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成22年条例第37号）により

① スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

② 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

を市長の職務権限としています。

さらに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき定められた多治見市教育委員会等に対する事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和62年規則第70号）第2条により、市長の一部の事務について委任を受けた事務（別表第1）は教育委員会の事務となり、同規則第3条により補助執行された事務（別表第2）は市長の事務となります。また、地方自治法第180条の7の規定に基づき定められた多治見市教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行に関する規程（平成9年教育委員会告示第10号）第1条により、市長の補助職員への委任や、同規程第2条により補助職員への補助執行も同様です。

なお、保育をはじめとする子どもに関する政策全般は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）や子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）により、市長の職務権限となります。

その内容を一覧にしたものが次の表です。

《職務権限（抜粋）》

事務名	市長	教育委員会
教育大綱の策定	○	
総合教育会議の設置	○	
教育長及び教育委員の任命	○	
教育長及び教育委員の罷免	○	
学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止		○
生徒及び児童の就学、入学、転学及び退学		○
学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導		○
校舎等の施設及び教具等の設備の整備		○

教育関係職員の研修		○
学校給食		○
具体的な定めのない教育に関する事務		○
幼稚園に関する事務	幼稚園の教育課程、学習指導及び園児指導、園長その他の教育関係職員の研修、幼稚園給食に係る事務並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条に規定する規則の制定、教育機関の職員の任免その他の人事に関する事務、多治見市幼稚園の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和62年教育委員会規則第9号）に規定する幼稚園評議員の委嘱及び多治見市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和62年教育委員会規則第11号）に規定する学校医等の委嘱に関することであって、幼稚園に係るものの事務	○
	上記を除く事務	▲
スポーツ（学校における体育を除く。）		●
学校における体育		○
文化（文化財の保護に関するものを除く。）		●
文化財の保護に関すること		○
教育財産の取得及び処分		○
教育委員会の所掌事務に関する予算執行		○
放課後児童健全育成事業		●
保育に関する事務		○
児童館に関する事務		○

- … 法令等の定めにより各執行機関が行う事務
- … 地方教育行政の組織及び運営に関する法律又は地方自治法の定めにより委任された事務
- ▲ … 地方自治法の定めにより、市長の補助職員が委任された事務

#### （市長の責務）

**第3条** 市長は、前条の職務権限を尊重し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第4項の規定に基づくほか、多治見市の教育の政治的中立性を確保しなければなりません。

#### 【解説】

第2条において、市長と教育委員会の職務権限を明確に分担していますが、市長の職務権限である教育大綱や総合教育会議を用いて、市長の個人的な価値判断や党派の影響力を、教育委員会の職務権限にまで及ぼすことは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第4項において明確に禁止されています。本条では、法令による禁止事

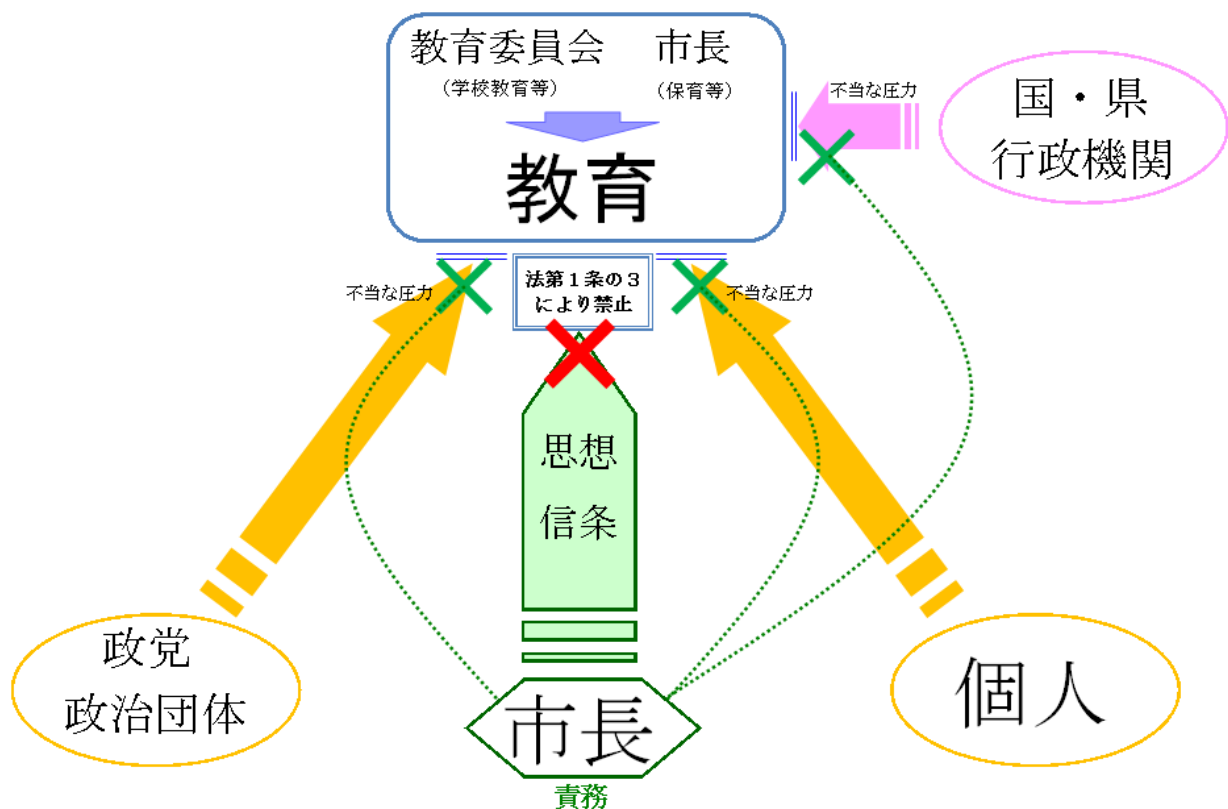
項であることを明確にし、市長自らを律することを改めて規定したものです。

加えて、地方自治法第147条において多治見市を総括し、代表する市長として、特定の第三者から教育委員会に対する不当な圧力が加えられないよう教育委員会と連携して対応することを定めています。

また、市長の職務権限である子どもを対象とした政策については、その性質に鑑み、政治的中立性を自ら確保するとともに、特定の第三者から不当な圧力が加えられることのないようするよう市長に責務を課しています。

なお、教育を担う教育委員会の責務については、義務教育諸学校における教育の政治的中立性の確保に関する臨時措置法による処罰の請求が認められるなど、教育の政治的中立性を確保する措置が講じられているとともに、政治的中立性を確保する責務が教育基本法等により明確にされているため、本条例で規定しておりません。

### 《第3条のイメージ図》



### 《地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）》

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

《略》

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

附 則

この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行します。

【解説】

本条例の施行日を平成 30 年 10 月 1 日と定めています。